

## 「子ども手当」の地方負担に関する緊急決議

平成 23 年度の「子ども手当」に関する政府案の概要が示され、地方から多くの要望がなされている「子ども手当」の財源については、平成 22 年度と同様に地方負担を継続しようとしております。

このことは、民主党政権の「地域主権の理念」や憲法の「地方自治の本旨」に反し、断じて看過できないことであります。

我々神奈川県町村会は、「子ども手当」は国が全責任を持って実施すべきであり、これに要する経費は人件費や事務費を含め全て国庫負担とするよう、再三強く要望してきたところであります。

さらに、3 歳未満の子どもへの上乗せ分の財源について、地方への補助金のカットによって生みだすという本末転倒の議論がされているという報道については、言語道断であります。

厳しい財政状況であることは国も地方も変わりなく、それぞれの工夫と努力により、限られた財源による行政運営を強いられているところであります。

「子ども手当」については、国が全責任を持って以下の事項について、万全に措置を講ずるようここに強く求めるものであります。

- 1 「子ども手当」については、地方に負担を転嫁することなく、支給に要する人件費や事務費などの経費も含め全額国庫負担とすること。
- 2 「子ども手当」の支給額から、未納の給食費や保育料などの子育て関係で徴収すべき費用に充当できる制度とすること。
- 3 子ども・子育て施策に係る現金給付は国が担い、サービス（現物）給付については、地域の実情に応じて、各自治体が裁量と創意工夫により自主的に決定できるようにすること。
- 4 今後の制度設計については、地方との十分な協議をおこなったうえで決定すること。

以上、決議します。

平成 22 年 12 月 24 日

神奈川県町村会

神奈川県町村会

会 長  
副 会 長  
副 会 長  
政務担当役員

大井町長  
箱根町長  
愛川町長  
中井町長  
葉山町長  
寒川町長  
大磯町長  
二宮町長  
松田町長  
山北町長  
開成町長  
真鶴町長  
湯河原町長  
清川村長

間 宮 恒 行  
山 口 昇 士  
山 田 登 美 夫  
尾 上 信 一  
森 英 貞 二 夫  
山 上 崎 久 雄  
中 崎 本 孝 也  
坂 本 村 俊 介  
島 川 裕 司  
湯 露 木 順 一  
青 木 健  
富 田 幸 宏  
大 矢 明 夫